

立川市アマチュア無線クラブ 定款

【名 称】

第1条 本会は、立川市アマチュア無線クラブ【略称：立川 ARC】と称し、英文名称を Tachikawa Amateur Radio Club【略称：TARC】とする。

【事務所】

第2条 本会は、事務所を東京都立川市内におく。

【目的】

第3条 本会はアマチュア無線の普及、及び会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換と相互啓発
- (2) アマチュア無線を志す人達の指導、育成
- (3) 「立川市アマチュア無線クラブ」が所有する無線局の維持、管理
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第5条 本会の会員は、立川市内または近隣に在住、在勤する者で、本会の目的に賛同するものをもって構成する。本会の会員は、正員、賛助会員の2種類とする。

(1) 正員：立川市内または近隣自治体に在住、在勤する無線従事者資格を有する者 (2) 賛助会員：立川市内または近隣自治体に在住、在勤するアマチュア無線に興味を持つ者、又は団体

【会 費】

第6条 本会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。但し、高校生以下は無料とする。

【役員】

第7条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長は同好会を代表し、業務を掌握統括する。
- (2) 副会長および事務局は、会長を補佐し業務を執行する。
- (3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

【総会】

第8条 総会

- (1) 総会は、年1回 12月に役員により招集する。
- (2) 臨時総会は役員会から理由を付して開催する。又は役員会に対して会員の3人以上から理由を付して要求があったとき開催する。
- (3) 総会の決議は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (4) 総会に付議する事項は次の通りとする。
 - 1) 事業の計画、予算、決算
 - 2) 定款の変更
 - 3) 会費、貴重な財産の得喪変更
 - 4) 解 散
 - 5) その他重要な事項

【会計年度】

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

【細 則】

第10条 本会の運営上必要な細則は、役員会において別に定めることができる。

【付 則】

本定款は2014年6月13日から施行する。

【改訂履歴】

2014年 6月13日 新規制定